

イベント開催時のチェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

開催概要

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名

sTYle72 inc. presents toshinori YONEKURA concert tour 2021

出演者・チーム等

米倉利紀

開催日時

令和 3年 12月 28日 19時 00分 ~ 21時 00分

開催会場

Zepp Namba

会場所在地

大阪市浪速区敷津東2-1-39

主催者

キヨードー関西グループ

主催者所在地

大阪市北区中之島2-3-18 フェスティバルタワー3F

主催者連絡先

(電話番号) 0570-200-888

(メールアドレス)

収容率(上限)



100%^(※)
(大声なし)



人と人との間隔
程度の間隔



50%^(※)
(大声あり)



十分な人ととの間隔
(できるだけ2m、最低1m)

収容人数



収容定員あり 950人



収容定員なし

参加人数

その他 特記事項

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時
必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご
との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要で
す。

①飛沫の抑
制（マスク
着用や大声
を出さない
こと）の徹
底



【大声なしの場合】
飛沫が発生するおそれのある行為を抑制する
ため、適切なマスク（品質の確かな、できれ
ば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さ
ないことを周知・徹底し、そうした行為をす
る者がいた場合には、個別に注意、退場処分
等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量
で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】
「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声
を出す行為」と読み替える。

②手洗、手
指・施設消
毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場
出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設
置や場内アナウンス等の実施。）。



主催者側による施設内（出入口、トイレ、共
用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③換気の徹
底



法令を遵守した空調設備の設置による常時換
気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1
回に5分間以上等）の徹底。

④来場者間
の密集回避



入退場時の密集を回避するための措置（入場
ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するため
の人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人が触れ合
わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベン
トは、前後左右の座席との身体的距離の確保

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時
必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご
との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要で
す。

⑤飲食の制 限

- 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 飲食提供は業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止策を講じる
- 自治体等の要請に従つた飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。

⑥出演者等 の感染対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出
演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等
の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出
演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処
する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時
間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導ス
タッフ等必要な場合を除く。）。

⑦参加者の 把握・管理 等

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やCOCOA
や大阪コロナ追跡システム等を活用した参加者の把
握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等
を理由に入場できなかつた際の払戻し措置等によ
り、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベン
ト前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定
されている場合）を遵守すること。